

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1	X線TV装置 保守契約一式	物流情報管理室	平成28年5月1日	株式会社ムトウ (北見市)	月額351,000円	契約業者は当該機器の納品業者であり、適切な保守業務の実施が可能なのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字会計規則第36条第3項)	
2	X線血管撮影装置 保守契約一式	物流情報管理室	平成28年5月1日	株式会社ムトウ (北見市)	月額858,600円	契約業者は当該機器の納品業者であり、適切な保守業務の実施が可能なのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字会計規則第36条第3項)	
3	北見赤十字病院 駐輪場整備工事	事務部 施設課	平成28年5月9日	株式会社シーエス (北見市)	2,500,000円	予定価格が250万円を超えない工事又は製造であるため(日本赤十字社会計施行細則第35条第1号)	
4	除細動器	物流情報管理室	平成28年5月17日	株式会社ムトウ (北見市)	1,188,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	
5	除細動器	物流情報管理室	平成28年5月17日	株式会社ムトウ (北見市)	1,188,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
6	北見赤十字病院 第4駐車場整備工事	事務部 施設課	平成28年5月19日	北成建設株式会社 (北見市)	2,484,000円	予定価格が250万円を超えない工事又は製造であるため(日本赤十字社会計施行細則第35条第1号)	
7	駐車場ゲート 電気設備工事	事務部 施設課	平成28年5月19日	株式会社 電化堂 (北見市)	2,376,000円	予定価格が250万円を超えない工事又は製造であるため(日本赤十字社会計規則第36条 第3項)	
8	パラフィン包埋ブロック作成装置	物流情報管理室	平成28年5月23日	大槻理化学 株式会社 (北見市)	1,533,600円	予定価格が160万円を超えない財産の買入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	
9	心血管インターベンションシステム保守契約一式	物流情報管理室	平成28年6月1日	島津メディカルシステムズ (北見市)	4,860,000円	契約業者は当該機器の納品業者であり、適切な保守業務の実施が可能なのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
10	北見赤十字病院 夜勤・医師用駐車場 整備工事	事務部 施設課	平成28年6月3日	北成建設株式会社 (北見市)	2,430,000円	予定価格が250万円を超えない工事又は製造であるため(日本赤十字社会計施行細則第35条第1号)	

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
11	北見赤十字病院第3駐車場整備工事	事務部 施設課	平成28年6月15日	北成建設株式会社 (北見市)	2,419,200円	予定価格が250万円を超えない工事又は製造であるため(日本赤十字社会計施行細則第35条第1号)	
12	低温プラズマ滅菌器(ステラッドNX)保守契約一式	物流情報管理室	平成28年8月1日	株式会社ムトウ (北見市)	1,026,000円	契約業者は当該機器の納品業者であり、適切な保守業務の実施が可能なのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
13	低温プラズマ滅菌器(ステラッド100NX)保守契約一式	物流情報管理室	平成28年8月1日	株式会社ムトウ (北見市)	1,620,000円	契約業者は当該機器の納品業者であり、適切な保守業務の実施が可能なのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
14	胆道ファイバースコープ	物流情報管理室	平成28年8月16日	株式会社ムトウ (北見市)	1,296,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	
15	社宅灯油漏洩に伴う復旧工事	事務部 施設課	平成28年8月26日	株式会社アイテック (北見市)	5,400,000円	環境汚染の被害拡大防止から緊急対応が必要により競争に付することができない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
16	北斗町社宅土留め工事	事務部 施設課	平成28年8月29日	株式会社シーエス・エス (北見市)	2,484,000円	予定価格が250万円を超えない工事又は製造であるため(日本赤十字社会計規則第36条 第3項)	
17	エネルギー効率化及び、設備運用改善支援業務	事務部 施設課	平成28年9月1日	ジョンソンコントロールズ株式会社 (札幌市)	1,530,000円	専門的知識及び当院の実情を知った業者にしか依頼できないことから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
18	CT装置保守契約一式	物流情報管理室	平成28年9月1日	東芝メディカルシステムズ (北見市)	4,600,800円	契約業者は当該機器の納品業者であり、適切な保守業務の実施が可能なのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
19	ベッドサイドモニター	物流情報管理室	平成28年9月13日	株式会社ムトウ (北見市)	1,296,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	
20	ベッドサイドモニター	物流情報管理室	平成28年9月13日	株式会社ムトウ (北見市)	1,296,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
21	地域連携システム 自動取込機能	物流情報管理室	平成28年9月21日	株式会社HDC (札幌市)	1,198,800円	予定価格が160万円を超えない財産の買入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	
22	地域連携システム 自動出力機能	物流情報管理室	平成28年10月26日	富士通株式会社 (札幌市)	2,160,000円	当該システム更新業務は、接続先である画像管理システム(PACS)を納品した上記業者のみの対応であり契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
23	ストレスチェックシステム	物流情報管理室	平成28年10月31日	日本電気(株)オホーツク支店 (北見市)	1,512,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	
24	服薬・処置監査・DIシステム	物流情報管理室	平成28年11月15日	メディカルデータベース株式会社 (北見市)	1,598,400円	予定価格が160万円を超えない財産の買入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	
25	自動ドア改修工事	事務部 施設課	平成28年12月26日	フルテック株式会社 北見営業所(北見市)	1,499,040円	メーカーとして、他業者の介入はPL法に該当することから、契約の性質又は目的が競争を許さない時に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第36条第3号)	

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
26	メールサーバシステム	物流情報管理室	平成29年2月3日	株式会社システムサプライ (北見市)	2,376,000円	本システムは従来より当該業者が対応しており、システム更新に必要な知識を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字会計規則第36条第3項)	
27	サイクロトン保守契約一式	物流情報管理室	平成29年3月23日	株式会社ムトウ (北見市)	17,280,000円	本機器の保守業務は、代理店である上記業者のみに対応であり、契約の性質又は目的が競争を許さない時に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第36条第3号)	
28	診断書作成支援ソフトサーバ	物流情報管理室	平成29年3月28日	ニッセイ情報テクノロジー株式会社(東京都)	1,146,960円	予定価格が160万円を超えない財産の買入れであるため又データ移行対応が当該業者のみの対応の為(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	
29	清掃管理業務	事務部 施設課	平成29年3月31日	東京美装北海道株式会社 北見支店 (北見市)	月額9,288,000円	シミズビルライフケアとのFM契約は5年であったが、FM遂行が不可能と判断された為、下請け業者で当院の実情を知った業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
30	警備管理業務	事務部 施設課	平成29年3月31日	太平ビルサービス株式会社 (北見市)	月額1,474,200円	シミズビルライフケアとのFM契約は5年であったが、FM遂行が不可能と判断された為、下請け業者で当院の実情を知った業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
31	医事業務	事務部 人事課	平成29年3月31日	株式会社ニチイ学館 (東京都)	月額 11,196,360円	契約業者は従前より当該部署の業務を行っており、その内容を把握していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	